

## 保育の必要量及び期間の認定基準（案）

支給認定の有効期間については、認定区分によって次のとおりとなります。

＜原則＞

認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学の始期に達するまで
2号認定	
3号認定	満3歳に達する日の前日まで

2号・3号認定の保育必要量・認定期間の基準について以下のとおり定めます。

区分	保育が必要な事由	保育必要量	認定期間
就労	1か月の就労時間が、120時間以上	標準時間	
	1か月の就労時間が、64時間以上 120時間未満	短時間	継続入園申込み児童の平成27年度の経過措置として、就労時間が64時間/月未満の場合も認定する
妊娠、 出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	標準時間	出産予定日から起算して6週間 (多胎妊娠の場合にあつては14 週間)前の日が属する月の初日 から 出産日から起算して8週間を経過 する日の翌日が属する月末まで
疾病、 障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは 身体に障害を有していること	標準時間	事由が解消するまで (本人申立期間)
親族の 介護・ 看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含 む)を常時介護又は看護していること	標準時間	介護・看護を継続している間 (本人申立期間)
災害 復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当た っていること	標準時間	災害の復旧に当たっている間 (本人申立期間)
求職 活動	・求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っ ていること	短時間	認定開始日から90日を経過する 日が属する月末まで(1回限り)
就学	・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ず る教育施設に在学していること ・職業訓練等を受けていること	就労の場合 に準じる	卒業予定日または修了予定日が 属する月末まで
虐待、 DV	・児童虐待を行っている又は再び行われるおそ れがあると認められること ・配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの 保育を行うことが困難であると認められること	標準時間	事由を勘案して市長が定める期 間
育児 休業	育児休業をする場合であつて、当該保護者の当 該育児休業に係る子ども以外の子どものが保育所 等を引き続き利用することが必要であると認めら れること	短時間	育児休業対象児童が満1歳に達 する日以後の最初の年度末まで
その他	その他、前記に類するものとして市が認める事由 に該当すること	事由を勘案 して認定	事由を勘案して市長が定める期 間

※保育必要量と認定期間のゴシック体は、市で定める基準です。(他は国の基準)